

調査事業実施報告書目次（案）構成イメージ

第1章 本調査事業の目的・業務内容

1-1 本調査事業の目的

トラック運送業においては、他の産業と比較して総労働時間が長く、また、荷主都合による手持ち時間等で長時間労働になるという実態があるものの、トラック運送事業者のみの努力では長時間労働を改善することが困難な状況となっている。

このような状況を踏まえ、トラック運送事業の長時間労働改善に向けたパイロット事業として、トラック輸送における取引環境及労働時間改善協議会（以下「地方協議会」という）が選定した発着荷主及び運送事業者による集団（以下「対象集団」という）に対する現状の分析、課題に対する解決手段を検討の上、実証実験を実施し検証することにより、トラック運送事業者の長野長時間労働改善のための環境整備を行うことを目的とする。

1-2 本調査事業の業務概要

- (1) 対象集団事業者に対するヒアリング等による事前調査
- (2) 長時間労働にかかる課題の整理・分析及びパイロット事業内容の検討
- (3) 検討会の実施
- (4) 実証実験の実施
- (5) 対象集団事業者に対する実証実験終了後のヒアリング等
- (6) 実証実験内容の効果検証及び取りまとめ

第2章 トラック運送事業の長時間労働改善に向けたパイロット事業

2-1 対象集団の概要

2-2 パイロット事業の実施内容

2-3 パイロット事業の分析結果

2-4 今後の取引環境の改善に向けて

検討会や協議会へ報告した内容を基に、構成。

第3章 トラック運送事業の長時間労働改善に向けたパイロット事業概要版（東北運輸局管内）

3-1 02 青森県パイロット事業概要版

3-2 03 岩手県パイロット事業概要版

3-3 04 宮城県パイロット事業概要版

3-4 05 秋田県パイロット事業概要版

全国共通フォーマット（本省提出様式）にて、東北運輸局管内の全パイロット事業について紹介。

3-5 06 山形県パイロット事業概要版

3-6 07 福島県パイロット事業概要版

第4章 トラック運送事業に関わる共通課題への取り組み状況

4-1 人材確保に向けた取り組み

- ・地域創生人材育成事業の概要について
- ・物流事業を対象とした取り組み（京都府、山口県、群馬県、埼玉県、長崎県）

- 厚生労働省の人材確保事業となる「地域創生人材育成事業」の活用に関して、紹介。
- 3年計画（H27～H29）で、予算規模が年3億円／1事業。H27・H28の2か年の実績においても、物流事業を対象とした育成が全国各地で実施された。（H27：京都府・山口県 H28：群馬県・埼玉県・長崎県）
- この事業は、人手不足分野を抱えている地域において、地域の創意工夫を活かした公的職業訓練の枠組みでは対応しきれない人材育成の取り組みについて、当該の分野においても安定的な人材の確保を目指すことを目的に取り組まれている事業。
- 東北管内においては、まだ物流事業に関する取り組み事例がなく、管内においても積極的に、取り組んでいくことが期待される。

4-2 取引環境の改善に向けた取り組み

（1）荷主と運送事業者間での話し合いの重要性

- 青森県のパイロット事業においても、荷主企業、運送事業者間で「話し合うこと」「課題を共有すること」の大切さを改めて認識し合えた。
- 荷主企業、運送事業者が「お互いを考える」ようになった歩み寄り大きな成果のひとつと言える。
- 今後は、この事例をもとに、荷主企業、運送事業者間で「話し合いの場」を設置し「課題を共有」し合うことで、取引環境を改善していくことが期待される。

（2）相互理解を深め、より良い協力関係の構築（「荷主懇談会の実施」）

- 岩手県においては、平成28年に岩手県トラック協会の各地方支部単位の「荷主懇談会」を開催。
- そこでは、労働基準監督署の職員による「改善基準告示」に関する説明会を実施。
- トラックドライバーに係る労働時間の遵守義務が荷主には知られていないケースも多く、当該懇談会開催は荷主及び運送事業者双方から好評を得た。
- 次年度以降も同様な取り組みを、積極的に展開し、岩手県以外でも行う予定となっており、今後の取引環境の改善に向け有効であると考えられる。

(3) 東北運輸局における取り組み・荷主勧告制度について

- 平成 26 年の通達で規定された、荷主勧告制度（「荷主協力要請書」）を、今後は、管内においても積極的に発出する予定である。

4 - 3 手待ち時間、荷役時間以外の外的要因の一例

- 秋田県協議会において、運送事業者委員より「高速道路パーキングの混雑によりトラックドライバーの休憩等に問題が生じている」といった意見が出された。
- 秋田県トラック協会では会員にアンケート調査を実施し混雑が認められるパーキングエリア等とその時間帯等について取りまとめた。
- 例えば、連続運転時間 4 時間を経過しないよう、高速道路のパーキングエリア等で休憩を取得する旨の運行指示書で指示するものの、指定されたパーキングエリア等の混雑等により駐車スペースがなく、結果的に 4 時間を超えて運行せざるを得ないケースもあるというもので、こういった外的要因もあるなかで、改善に向けては、継続的に実態を捉えるとともに、関係各機関へ働き掛けを並行して行っていく必要がある。

第 5 章 次年度以降のパイロット事業に向けた課題

- 今年度のパイロット事業対象集団のうち荷主については、既に運送事業者と改善を進めている荷主や手待ち時間・荷役時間等において特に問題のない荷主を対象集団として事業を進めたケースが全国的にも何件か見受けられた。こういったことにならないよう次年度の対象集団の選定においては、拘束時間等の課題を抱えている分野を対象とした集団選定を行うことで、パイロット事業の実効性をあげていく必要がある。
- 取扱う荷種や運送形態によっては、繁忙期と閑散期に大きな差が見られる運送事業者もあった。パイロット事業の効果を検証する際に、こうした違いによって、効果が希薄になる場合も見られ、次年度以降は調査事業の実施時期についても考慮する必要がある。